

議案第 82 号

守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成 11 年守谷町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表税の部固定資産登載証明手数料の項及び既存宅地証明手数料の項を削り、同部公図閲覧手数料の項中「公図」を「集成図」に改め、同部固定資産評価額通知手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
82 号	1

提案理由（議案第 8 2 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化により、税に係る一部の証明書等が発行できなくなることに伴い、当該箇所の削除及び文言の変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
8 2 号	2

守谷市手数料条例新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条、第3条、第5条関係）			別表（第2条、第3条、第5条関係）		
種類	名称	納付額	種類	名称	納付額
税			税		
	(削除)	(削除)		固定資産登載証明手数料	1枚 200円
	(削除)	(削除)		既存宅地証明手数料	1件 200円
	集成図閲覧手数料	1枚 200円		公図閲覧手数料	1枚 200円
	(削除)	(削除)		固定資産評価額通知手数料	無料